私立高等学校等授業料等減免事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

現　　行	改　正　後
私立高等学校等授業料等減免事業補助金交付要綱 （昭和56年６月30日岩手県告示第790号） ［略］ （平成27年４月１日　　一部改正） ［略］ （目的） 第１　私立高等学校及び私立特別支援学校の高等部（以下「私立高等学校等」という。）に在学する生徒で経済的理由により修学が困難な者に係る授業料及び入学金（以下「授業料等」という。）の負担の軽減を図るため、私立学校法（昭和24年法律第270号）第３条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）が行う授業料等減免事業に係る経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。 （補助金の交付の対象） 第２　第１に規定する授業料減免事業に係る経費は、学校法人がその設置する私立高等学校等の全日制課程又は専攻科課程に在学する生徒の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合に、当該生徒に対して行う授業料の減免に係る経費とする。 （１）　全日制課程 ア　不慮の災害により授業料を納付することが困難と認められる世帯 イ　家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯であって、事実発生日以降１年間の世帯収入が350万円未満相当と認められる世帯 （２）　専攻科課程 ア　世帯収入が350万円未満相当と認められる世帯 イ　不慮の災害により授業料を納付することが困難と認められる世帯 ウ　家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯であって、事実発生日以降１年間の世帯収入が350万円未満相当と認められる世帯	私立高等学校等授業料等減免等事業補助金交付要綱 （昭和56年６月30日岩手県告示第790号） ［略］ （平成27年４月１日　　一部改正） （平成29年９月４日　　一部改正） ［略］ （目的） 第１　県内の私立高等学校、私立特別支援学校の高等部、私立小学校又は私立中学校（以下「私立高等学校等」という。）に在学する児童生徒で経済的理由により修学が困難な者に係る授業料及び入学金（以下「授業料等」という。）の負担の軽減を図るため、私立学校法（昭和24年法律第270号）第３条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）が行う授業料等の減免に係る経費に対し、また、県内の私立小学校又は私立中学校（以下「小中学校」という。）に在学する低所得世帯に属する児童生徒に係る授業料に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。 （補助金の交付の対象） 第２　第１に規定する授業料の減免に係る経費は、学校法人がその設置する私立高等学校又は私立特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という。）の全日制課程若しくは専攻科課程又は小中学校に在学する児童生徒の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合に、当該児童生徒に対して行う授業料の減免に係る経費とする。 （１）　高等学校等（全日制課程） ア　不慮の災害により授業料を納付することが困難と認められる世帯 イ　家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯であって、事実発生日以降１年間の世帯収入が350万円未満相当と認められる世帯 （２）　高等学校等（専攻科課程） ア　世帯収入が350万円未満相当と認められる世帯 イ　不慮の災害により授業料を納付することが困難と認められる世帯 ウ　家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯であって、事実発生日以降１年間の世帯収入が350万円未満相当と認められる世帯 （３）　小中学校 家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯であって、事実発生日以降１年間の世帯収入が400万円未満相当と認められる世帯

現　　行	改　正　後
２　第１に規定する入学金減免事業に係る経費は、学校法人がその設置する私立高等学校等の全日制課程に入学した生徒が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第１項に規定する被保護者である場合に、当該生徒に対して行う入学金の減免に係る経費とする。	２　第１に規定する入学金の減免に係る経費は、学校法人がその設置する高等学校等の全日制課程に入学した生徒が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第１項に規定する被保護者である場合に、当該生徒に対して行う入学金の減免に係る経費とする。 ３　小中学校に在学する低所得世帯に属する児童生徒に係る授業料に対する補助は、学校法人が設置する小中学校に在学する児童生徒の保護者等が次の各号の要件を全て満たす場合に行うものとし、当該法人が補助金を代理受領した上で児童生徒に係る授業料納付金と相殺するものとする。 （１）　児童生徒が、学校法人が設置する小中学校のいずれかに、７月１日時点で在学していること。 （２）　児童生徒の保護者等の市町村民税所得割の額（保護者等が二人以上いるときは、その全員の市町村民税所得割の額を合算した額）が10万２千３百円未満であること。 （３）　児童生徒の保護者等が、この補助金に付随する調査に協力すること。
（補助額） 第３　学校法人がその設置する私立高等学校等に在学する生徒に対して行う授業料等の減免に係る経費とし、これに対する補助額は、別表１の額を上限とする。	（補助額） 第３　補助額は、別表１の額を上限とする。
［略］	［略］
（前金払） 第７　補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、私立高等学校等授業料等減免事業補助金前金払請求書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。	（前金払） 第７　補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、私立高等学校等授業料等減免等事業補助金前金払請求書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。
［略］	［略］
	（補則） 第９　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別途知事が定めるものとする。
附　則 この要綱は、平成27年４月１日から施行する。	附　則 この要綱は、平成27年４月１日から施行する。 附　則 この要綱は、平成29年９月４日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

現　　行

別表１（第３関係）

区分		要　件	補　助　額
授業料減免	全日制課程	ア　不慮の災害により授業料を納付することが困難と認められる世帯	納入する授業料の月額（24,750円を上限）から高等学校等就学支援金を控除した額
		イ　家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯であって、事実発生日以降１年間の世帯収入が350万円未満相当と認められる世帯	
		①　事実発生日以降１年間の世帯収入が250万円未満相当と認められる世帯	納入する授業料の月額（24,750円を上限）から高等学校等就学支援金を控除した額
		②　事実発生日以降１年間の世帯収入が250万円以上相当から350万円未満相当と認められる世帯	納入する授業料の月額（19,800円を上限）から高等学校等就学支援金を控除した額
	専攻科課程	ア　世帯収入が350万円未満相当と認められる世帯	月額　9,900円
		イ　不慮の災害により授業料を納付することが困難と認められる世帯	
		ウ　家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯であって、事実発生日以降１年間の世帯収入が350万円未満相当と認められる世帯	
入学金減免		生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第１項に規定する被保護者	納入する入学金（※）から5,650円を控除した額

※　入学金の額は、平成22年度の各私立高等学校等の学則で定めた入学金の額

改　正　後

別表１（第３関係）

区分		要　件	補　助　額
授業料減免	高等学校等（全日制課程）	ア　不慮の災害により授業料を納付することが困難と認められる世帯	納入する授業料の月額（24,750円を上限）から高等学校等就学支援金を控除した額
		イ　家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯であって、事実発生日以降１年間の世帯収入が350万円未満相当と認められる世帯	
		①　事実発生日以降１年間の世帯収入が250万円未満相当と認められる世帯	納入する授業料の月額（24,750円を上限）から高等学校等就学支援金を控除した額
		②　事実発生日以降１年間の世帯収入が250万円以上相当から350万円未満相当と認められる世帯	納入する授業料の月額（19,800円を上限）から高等学校等就学支援金を控除した額
	高等学校等（専攻科課程）	ア　世帯収入が350万円未満相当と認められる世帯	月額　9,900円
		イ　不慮の災害により授業料を納付することが困難と認められる世帯	
		ウ　家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯であって、事実発生日以降１年間の世帯収入が350万円未満相当と認められる世帯	
	小中学校	家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯であって、事実発生日以降１年間の世帯収入が400万円未満相当と認められる世帯	納入する授業料額の範囲内（月額8,300円を上限とする。）
入学金減免		生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第１項に規定する被保護者	納入する入学金（※）から5,650円を控除した額
小中学校の授業料の負担軽減		児童生徒の保護者等が次の各号の要件を全て満たす場合 ア　児童生徒が、学校法人が設置する小中学校のいずれかに、７月１日時点で在学していること。 イ　児童生徒の保護者等の市町村民税所得割の額（保護者等が二人以上いるときは、その全員の市町村民税所得割の額を合算した額）が10万２千３百円未満であること。 ウ　児童生徒の保護者等が、この補助金に付随する調査に協力すること。	納入する授業料額の範囲内（年額100,000円を上限とし、授業料額が限度額に満たない場合は、授業料額に施設整備費等の額を加えた額を交付できるものとする。）

※１　入学金の額は、平成22年度の各私立高等学校等の学則で定めた入学金の額

※２　「施設整備費等」とは、授業料、入学金及び受験料以外のすべての生徒等納付金（例えば、施設整備費、実験実習費、冷暖房費等をいい、ＰＴＡ会費等の委託徴収金、任意の寄附金、寮に係る経費、スクールバス代は除く。）であること。

現　　行

別表２（第８関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第４条の規定による書類	私立高等学校等授業料等減免事業補助金交付申請書 １　事業計画書 ２　その他知事が必要と認める書類	第１号 第２号	１部	別に定める。
規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号の規定により承認を受ける場合の書類	私立高等学校等授業料等減免事業変更（中止、廃止）承認申請書 １　事業計画書 ２　その他知事が必要と認める書類	第３号 第２号	１部	別に定める。
規則第 13 条第１項の規定による書類	私立高等学校等授業料等減免事業補助金（精算）請求書 １　事業実績書 ２　その他知事が必要と認める書類	第４号 第２号	１部	別に定める。

様式第１号（別表関係）

第　　号
年　　月　　日

岩手県知事　　様

主たる事務所の所在地
名　称
代表者の氏名　　印

私立高等学校等授業料等減免事業補助金交付申請書

年度において、私立高等学校等授業料等減免事業を実施したいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

金　　円

改　正　後

別表２（第８関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第４条の規定による書類	私立高等学校等授業料等減免等事業補助金交付申請書 １　事業計画書 ２　その他知事が必要と認める書類	第１号 第２号	１部	別に定める。
規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号の規定により承認を受ける場合の書類	私立高等学校等授業料等減免等事業変更（中止、廃止）承認申請書 １　事業計画書 ２　その他知事が必要と認める書類	第３号 第２号	１部	別に定める。
規則第 13 条第１項の規定による書類	私立高等学校等授業料等減免等事業補助金（精算）請求書 １　事業実績書 ２　その他知事が必要と認める書類	第４号 第２号	１部	別に定める。

様式第１号（別表関係）

第　　号
年　　月　　日

岩手県知事　　様

主たる事務所の所在地
名　称
代表者の氏名　　印

私立高等学校等授業料等減免等事業補助金交付申請書

年度において、私立高等学校等授業料等減免等事業を実施したいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

金　　円

現　　行	改　正　後

様式第２号（別表関係）

事業計画（実績）書

１　事業の目的

２　事業に要する経費

区　分	事業費	負担区分	
		県補助金	学校負担金
授業料減免事業	円	円	円
入学金減免事業	円		
合　計	円		
備　考			

様式第２号ア（別表関係）（高等学校等用）

事業計画（実績）書

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿

１　事業の目的

２　事業に要する経費

区　分	事業費	負担区分	
		県補助金	法人負担
授業料減免事業	円	円	円
入学金減免事業	円		
合　計	円		
備　考			

現　　行

3　事業の内容

(1)　授業料減免事業

ア　事業費

〔4月～6月期〕

区　分	事業費	負担区分	
		県補助金	学校負担金
授業料月額	円	円	円
減免月額	円		
減免者数	人		
減免延べ月額	月		
減免金額	円		

〔7月～3月期〕

区　分	事業費	負担区分	
		県補助金	学校負担金
授業料月額	円	円	円
減免月額	円		
減免者数	人		
減免延べ月額	月		
減免金額	円		

備考　授業料月額が学年、学科等ごとに異なる場合は、それぞれ区分して記載すること。

イ　減免対象者

〔4月～6月期〕　(単位：人)

区　分		要綱第2第1項各号に該当する者					
		(1)ア	(1)イ	(2)ア	(2)イ	(2)ウ	計
全日制課程	1学年						
	2学年						
	3学年						
専攻科課程	1学年						
	2学年						
合　計							

〔7月～3月期〕　(単位：人)

区　分		要綱第2第1項各号に該当する者					
		(1)ア	(1)イ	(2)ア	(2)イ	(2)ウ	計
全日制課程	1学年						
	2学年						
	3学年						
専攻科課程	1学年						
	2学年						
合　計							

改　正　後

3　事業の内容

(1)　授業料減免事業

ア　事業費

〔4月～6月期〕

区　分	事業費	負担区分	
		県補助金	法人負担
授業料月額	円	円	円
減免月額	円		
減免者数	人		
減免延べ月額	月		
減免金額	円		

〔7月～3月期〕

区　分	事業費	負担区分	
		県補助金	法人負担
授業料月額	円	円	円
減免月額	円		
減免者数	人		
減免延べ月額	月		
減免金額	円		

備考　授業料月額が学年、学科等ごとに異なる場合は、それぞれ区分して記載すること。

イ　減免対象者

〔4月～6月期〕　(単位：人)

区　分		要綱第2第1項第1号又は第2号に該当する者					
		(1)ア	(1)イ	(2)ア	(2)イ	(2)ウ	計
全日制課程	1学年						
	2学年						
	3学年						
専攻科課程	1学年						
	2学年						
合　計							

〔7月～3月期〕　(単位：人)

区　分		要綱第2第1項第1号又は第2号に該当する者					
		(1)ア	(1)イ	(2)ア	(2)イ	(2)ウ	計
全日制課程	1学年						
	2学年						
	3学年						
専攻科課程	1学年						
	2学年						
合　計							

現　　行	改　正　後

現行

(2)　入学金減免事業

区　分	事業費	負　担　区　分	
		県補助金	学校負担金
入学金	円	円	円
減免額	円		
減免者数	人		
減免金額	円		

備考　入学金の額が異なる場合は、それぞれ区分して記載すること。

(新設)

改正後

(2)　入学金減免事業

区　分	事業費	負　担　区　分	
		県補助金	法人負担
入学金	円	円	円
減免額	円		
減免者数	人		
減免金額	円		

備考　入学金の額が異なる場合は、それぞれ区分して記載すること。

様式第２号イ（別表関係）（小中学校用：授業料減免）

事業計画（実績）書

学校名

1　事業の目的

2　事業に要する経費

区　分	事業費	負担区分	
		県補助金	法人負担
授業料減免事業	円	円	円
備　考			

3　事業の内容

(1)　事業費

〔４月～６月期〕

区　分	事業費	負担区分	
		県補助金	法人負担
授業料月額	円	円	円
減免月額	円		
減免者数	人		
減免延べ月額	月		
減免金額	円		

〔７月～３月期〕

区　分	事業費	負担区分	
		県補助金	法人負担
授業料月額	円	円	円
減免月額	円		
減免者数	人		
減免延べ月額	月		
減免金額	円		

現　　行	改　正　後
(新設)	⑵　減免対象者 〔4月～6月期〕 区　分　｜　人　数 小学校　1学年　人 小学校　2学年　人 小学校　3学年　人 小学校　4学年　人 小学校　5学年　人 小学校　6学年　人 中学校　1学年　人 中学校　2学年　人 中学校　3学年　人 合　計　人 〔7月～3月期〕 区　分　｜　人　数 小学校　1学年　人 小学校　2学年　人 小学校　3学年　人 小学校　4学年　人 小学校　5学年　人 小学校　6学年　人 中学校　1学年　人 中学校　2学年　人 中学校　3学年　人 合　計　人

現　　行	改　正　後
(新設)	様式第２号ウ（別表関係）（小中学校用：授業料の負担軽減） 事業計画（実績）書 学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ １　補助に要する経費 区　分 ｜ 補助対象額 ｜ 補助金額 授業料 ｜ 円 ｜ 円 施設整備費等 ｜ 円 ｜ 円 合　計 ｜ 円 ｜ 円 ２　補助対象者 区　分 ｜ 人数 小学校 １学年 ｜ 人 ２学年 ｜ 人 ３学年 ｜ 人 ４学年 ｜ 人 ５学年 ｜ 人 ６学年 ｜ 人 中学校 １学年 ｜ 人 ２学年 ｜ 人 ３学年 ｜ 人 合　計 ｜ 人

現　　行	改　正　後
様式第３号（別表関係） 第　　号 年　月　日 岩手県知事　　様 主たる事務所の所在地 名　称 代表者の氏名　　印 私立高等学校等授業料等減免事業変更（中止、廃止）承認申請書 年　月　日付け岩手県指令　第　　号で補助金の交付の決定の通知があつた私立高等学校等授業料等減免事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、承認を申請します。 理由 備考　添付書類は、変更前と変更後を用意に比較対照できるように、変更前を黒書し、変更後を朱書して２段書きにすること。	様式第３号（別表関係） 第　　号 年　月　日 岩手県知事　　様 主たる事務所の所在地 名　称 代表者の氏名　　印 私立高等学校等授業料等減免等事業変更（中止、廃止）承認申請書 年　月　日付け岩手県指令　第　　号で補助金の交付の決定の通知があつた私立高等学校等授業料等減免等事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、承認を申請します。 理由 備考　添付書類は、変更前と変更後を用意に比較対照できるように、変更前を黒書し、変更後を朱書して２段書きにすること。
様式第４号（別表関係） 第　　号 年　月　日 岩手県知事　　様 主たる事務所の所在地 名　称 代表者の氏名　　印 私立高等学校等授業料等減免事業補助金請求（精算）書 年　月　日付け岩手県指令　第　　号で補助金の交付の決定の通知があつた私立高等学校等授業料等減免事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。 金　　円 ［以下略］	様式第４号（別表関係） 第　　号 年　月　日 岩手県知事　　様 主たる事務所の所在地 名　称 代表者の氏名　　印 私立高等学校等授業料等減免等事業補助金請求（精算）書 年　月　日付け岩手県指令　第　　号で補助金の交付の決定の通知があつた私立高等学校等授業料等減免等事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。 金　　円 ［以下略］

現　　行	改　正　後
様式第５号 第　　号 年　月　日 岩手県知事　　様 主たる事務所の所在地 名　称 代表者の氏名　　印 私立高等学校等授業料等減免事業補助金前金払請求書 年　月　日付け岩手県指令　第　　号で補助金の交付の決定の通知があつた私立高等学校等授業料等減免事業について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。 金　　円 ［以下略］	様式第５号 第　　号 年　月　日 岩手県知事　　様 主たる事務所の所在地 名　称 代表者の氏名　　印 私立高等学校等授業料等減免等事業補助金前金払請求書 年　月　日付け岩手県指令　第　　号で補助金の交付の決定の通知があつた私立高等学校等授業料等減免等事業について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。 金　　円 ［以下略］

摘要	改正の理由 １　国の「私立中学校等修学支援実証事業（平成29年度新規）」の創設に伴い、当該補助に要する規定について本要綱に追加しようとするもの。 ２　私立小中学校に在学する児童生徒の保護者等が、失職、倒産などの「家計急変」による経済的理由から授業料の納付が困難となった場合の補助について、高等学校等と同様に追加しようとするもの。 ３　その他所要の改正である。